

資料2 現行表示制度の概要

1 東京消防庁表示制度

(1) 概要

表示制度は、昭和55年11月に発生した栃木県の川治プリンスホテルの火災を契機に、「防火対象物にかかる表示・公表制度の実施について（昭和56年5月15日消防庁次長通知）」を受けて各消防局で運用が開始されたものである。東京消防庁では、昭和56年から一定規模以上の旅館・ホテル等を対象として制度の運用を開始し、翌年の昭和57年から一定規模以上の劇場、百貨店、ホテル等を対象としてきた。（別紙1参照）

この制度は、消防機関が一定規模以上で多くの人々が利用する建物について、スプリンクラー設備などの消防用設備等が適法に設置維持されているか、また、火災発生時に建物関係者が迅速な初動対応（消火・通報・避難誘導）がとれるかなど防火管理実効性を含めたマニュアル検証等を行い、ハード・ソフト両面にわたる防火基準に基づく審査を実施し、一定の基準に適合した場合に、建物の関係者に表示マーク（図1）を交付するものである。

表示マークは、建物の入口やホテルのフロントなど、利用者の見やすい位置に掲出してもらい、都民に対して安全情報の提供を行うとともに、建物関係者の防火意識の高揚を図ることを目的としている。表示マークは、東京消防庁が建物関係者に「貸与」し、建物関係者の協力によって、維持管理している。

平成14年に消防法が改正され、措置命令等を行った場合の公示制度（平成14年10月25日施行）と防火対象物定期点検報告制度（平成15年10月1日施行）が法制化された。このことから総務省消防庁では、「表示制度」を平成15年9月30日で廃止したが、ホテル業界等から表示制度の存続の要望が多かったことから、旅館・ホテル等に限って、平成15年10月1日から平成18年9月30日までの3年間継続して運用することとしている。

東京消防庁では、平成15年10月1日から平成18年9月30日まで表示制度を次のとおりの内容で運用している。

表示対象は、旅館・ホテル等（3階以上、収容人員30人以上）の存する防火対象物のうち、及びに該当するものとしている。

平成15年9月30日時点において、表示基準適合書及び表示マークの交付を受けているもの。

新築防火対象物等で表示基準に適合する見込みがあり署長が行政上必要と認めたもの。

審査項目には、消防法第8条の2の2の防火対象物の点検報告の有無を追加した。



図1 表示マーク

(2) 表示制度の効果

表示制度に基づく審査は、防火管理、消防用設備等、火気使用設備器具、危険物施設その他、電気設備、建築構造等を含めたものであり、建築構造等については、建築関係法令で既存不適格となっている防火対象物において自主的に縦穴区画を形成させるなど防火対象物の総合的な防火安全に寄与し、関係者の防火意識の高揚を図っている。

(3) その他

ア 修学旅行で旅館・ホテル等を利用する際、利用する学校の学校長から、宿泊する旅館・ホテル等に表示マークの掲示があるか否かを旅館・ホテル等の存する管内の消防署長宛に照会がある。

イ 旅行会社がホテルや旅館と契約する際に表示基準適合が条件となっている。

ウ ホテル・旅館関係の各協会に入会する際に表示基準適合が条件となっている。

エ 旅館業法許可、国際観光ホテル整備法登録時に条件としている。

2 防火対象物定期点検報告制度

(1) 概要

消防法の改正により、平成 15 年 10 月 1 日に施行された制度である。一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者が、火災の予防に関する専門知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理上必要な業務、消防法令により義務付けられている消防用設備等の設置、維持等について点検基準に適合しているかどうかを定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告する制度である。

防火対象物の全ての部分が点検基準に適合していれば、「防火基準点検済証（図 2）」を表示することができる。

なお、防火対象物の管理の権原が分かれている場合は、それぞれの管理権原者が点検をさせ報告するものである。

ア 点検を必要とする防火対象物

防火対象物定期点検制度の対象となる防火対象物は、収容人員が 30 人以上の特定防火対象物のうち、次の 又は に該当するものである。

収容人員 300 人以上のもの

特定用途に供される部分が避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2（避難階段が屋外に設けられている場合等）にあっては、1）以上設けられていないもの。

イ 点検項目（以下の点検項目は一部である。別紙 2 参照）

防火管理を選任しているか。

消火・通報・避難訓練を実施しているか。

防火戸の閉鎖に障害となる物件が置かれてないか。

消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。



図 2 防火基準点検済証

ウ 報告

1年に1回、消防長又は消防署長に報告する。

(2) 特例認定（消防法第8条の2の3）

点検報告が義務付けられる防火対象物のうち、防火対象物の管理を開始してから3年間以上継続して消防法令のうち火災の予防に関する事項を遵守している防火対象物については、3年間、点検報告が免除される。

防火対象物の全ての部分が、消防署長から認定を受けた防火対象物には、「防火優良認定証（図3）」を表示することができる。

ア 認定の要件

管理権原者が防火対象物を管理してから3年が経過している。

過去3年以内、次の事項に該当しない。

- ・ 消防法に基づく命令を受けたこと又はされるべき事項がある。
- ・ 特例認定の取り消しをされたこと又はされるべき事由がある。
- ・ 法第8条の2の2に基づく点検、報告がされていなかったこと又は虚偽の報告がされたことがある。



図3 防火優良認定証

3 自主点検報告制度

「表示制度」の対象で、防火対象物の定期点検制度が非該当となる防火対象物のうち旅館・ホテル等に対する運用として総務省消防庁から、通知されたものである。

自主点検基準に基づき「防火対象物点検資格者」または「防火管理者」に1年に1回点検をさせ、基準に適合していると判断した場合に、その結果を消防機関に報告し、右に示す「防火自主点検済証」を附することができるとするものである。東京消防庁では、現在運用していない。



図4 防火自主点検証

表示制度の経過

国の対応	当庁の対応	特異火災
<p>S47.11.28 「予防査察の強化について」 (消防庁次長通達) 消防予第 198 号 - 消防設備良マーク制度の導入 - 良マーク制度適用対象物は特定防火対象物</p> <p>S48.11.15 「表示制度の運用について」 (消防庁安全救急課長通知) 消防安第 56 号 - 表示を附さないものとする既存不適格防火対象物の指定 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>S49.6.25 消防法の一部改正消防予第 91 号 消防法改正に伴う消防用設備等の既存適及</p> </div>	<p>S48.2.16 「消防用設備等設置状況の表示に関する事務処理について」(予防部長依命通達) 予査第 52 号 良マーク制度適用対象物は特定防火対象物のうち、第一種査察対象物で、かつ、耐火建築物</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>S49.12 良マーク 当庁運用凍結</p>	<p>S47.5.13 千日デパート火災</p> <p>S48.11.29 大洋デパート火災</p> <p>S55.11.20 川治温泉プリンスホテル火災</p>
<p>S56.5.15 「防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について」(消防庁次長通知) 消防予第 111 号 - 防火基準適合表示要綱及び表示マークが示された -</p> <p>表示対象物 特定防火対象物で法 8 の適用があり、地階を除く階数が 3 以上 昭和 56 年からは当面、旅館、ホテル等を対象として実施することとし、他は市町村の実情の応じて適宜選択できる</p> <p>表示基準 防火管理・消防用設備等・建築構造等の 24 項目違反対象物で措置命令を発した対象物については、「公表」を行う。</p>	<p>S56.6.25 「防火対象物に係わる表示、公表制度の実施について」(予防部長依命通達) 予査第 257 号 - 当庁事務開始 -</p> <p>表示対象物 5 項イを対象 1 項及び 4 項等、他の対象物も逐次計画的に実施する予定とした。</p>	<p>S57.2.8 ホテルニュージャパン火災</p>
<p>S58.3.31 「防火基準適合制度の適用対象物の拡大について」(消防庁次長通知) 消防予第 47 号 - 表示制度を実施する防火対象物の指定 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項イ 法 8 適用、階数が 3 以上、又は延べ面積 300 m²以上 ・ 1 項ロ 法 8 適用、かつ、階数 3 以上 ・ 4 項 延べ面積 1,000 m²以上又は 3 階以上の階の収容人員の合計 30 人以上 	<p>S57.4.30 「昭和 57 年度における表示制度の実施について」(予防部長依命通達) 予査第 254 号 - 表示対象物の拡大 -</p> <p>劇場・公会堂、百貨店・マーケット等に対象範囲を拡大</p> <p>S62.3.13 「東京消防庁表示制度の実施に関する規程及び東京消防庁表示制度の実施に関する規程事務処理要綱の制定について」 (予防部長依命通達) 予査第 173 号</p> <p>表示対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項で劇場、集会場等の部分が次の 1、2 に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 収容人員が 30 人以上 2 床面積の合計が 300 m²以上 ・ 大規模小売店舗として表示及び届出をしている部分(面積指定等なし) ・ 5 項イの部分が次の 1、2 に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 収容人員 30 人以上 2 地階を除く階数が 3 以上のもの 	<p>H2.3.18 長崎屋尼崎店火災</p>

<p>H2.8.29 「防火基準適合表示制度の一部改正について」 (消防庁通知) 消防予第 115 号 判定基準 24 項目から 26 項目 防火管理体制指導マニュアル追加 適継続章の添付</p>	<p>H2.9.28 「表示制度に係わる事務の一部運用について」 (予防部長依命通達) 予査第 605 号 防火管理体制指導マニュアルの追加</p> <p>H3.5.31 「東京消防庁表示制度の実施に関する規程及び同事務処理要綱の一部改正について」 (予防部長依命通達) 予査第 239 号 適継続章が定められた 判定基準 防火管理体制指導マニュアル等追加 (29 項目)</p>	
<p>H8.3.29 「防火基準適合表示制度の一部改正について」 (消防庁通知) 消防予第 48 号 判定基準 26 項目から 28 項目</p>	<p>H5.2.16 「東京消防庁表示制度の実施に関する規程及び同事務処理要綱の一部改正について」 (予防部長依命通達) 予査第 40 号 表示対象から除かれる防火対象物 劇場・集会場等のうち、主要構造部を耐火構造とし、かつ、二方向避難が容易な屋外観覧場 百貨店・マーケット等のうち、消費生活協同組合、農業協同組合を対象とした物品販売店舗及び卸売専門店並びに展示場 旅館・ホテル等のうち、同一客が長期間継続して使用する簡易宿泊所 判定基準 29 項目から 39 項目</p> <p>H7.3.22 「東京消防庁表示制度の実施に関する規程及び同事務処理要綱の一部改正について」 (予防部長依命通達) 予査第 108 号 自主管理確認表に「防災センター要員の教育に関すること」が追加 各様式の A4 判等内容の整備</p>	<p>H6.12.21 飯坂温泉若書旅館 火災</p>
<p>H11.10 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律制定</p>		
<p>H.14.5 消防法の一部改正 防火対象物定期点検報告制度導入</p> <p>H14.12.24 「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について」 (消防庁次長通知) 消防予第 132 号 適マーク通知は、平成 15 年 9 月 30 日を持って廃止 旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進 暫定的マーク制度 従来の適マーク制度の対象となっているもののみは 3 年間表示できる 自主点検報告制度 「防火対象物定期点検報告制度」対象外となる対象物に対して新導入</p> <p>H15.3.19 「暫定的マーク制度及び自主点検報告表示制度の実施細目等について」 (消防庁通知) 消防安第 13 号</p>	<p>H15.1.17 「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について」 (予防部長通知) 予査第 605 号 H14.12.24 消防庁次長通知内容</p> <p>H15.5.28 「東京消防庁表示制度の運用について」 (予防部長依命通達) 予査第 14 号 東京消防庁表示制度の実施に関する規程及び同事務処理要綱の内容を一部変更し運用することとした。 表示対象 平成 15 年 9 月 30 日時点で表示マークの公布を受けている対象等とした。 平成 15 年 10 月 1 日以降の表示適合書の期限は、平成 18 年 9 月 30 日とした。</p>	<p>H13.9.1 新宿区歌舞伎町明星 5 6 ビル火災</p>

別紙 2

1 審査項目

東京消防庁では、表示対象の存する建物に対し次の 39 項目の審査項目に基づき、審査を実施している。

(1) 防火管理		
防火管理者 消防計画 訓練 共同防火管理協議事項 防火管理上必要な業務	防火避難施設等 指定場所における裸火の使用等 防災対象物品の使用 消防用設備等の点検報告 防火管理体制指導マニュアル	
(2) 消防用設備等		
消火器 屋内（外）消火栓設備 スプリンクラー消火設備 水噴霧消火設備等 動力消防ポンプ設備 自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 非常ベル・自動式サイレン 放送設備 避難器具 誘導灯	消防用水 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備
(3) 危険物製造所等		
(4) 少量危険物・指定可燃物		
(5) 火気使用設備・器具		
(6) 電気設備		
(7) 建築構造等		
建築構造 防火区画 階段 内装	非常用の進入口 建築物の外壁開口部 建築排煙・非常照明等	

上記の審査項目とともに、消防法第 8 条の 2 の 2 に基づく防火対象物の定期点検報告が法令で定められている期間に点検・報告されているかについても確認をしている。

〔凡 例〕

消防法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
消防令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
危政令：危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
消規則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
危規則：危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
都条例：火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
条規則：火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）
建基法：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
建基令：建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
建安例：東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）

2 審査項目の判定基準

	審査項目	判定基準	主な根拠条項等
1 防火 管理 等	共通事項	防火管理等については、次の各号について審査を実施し適合していることを確認する。審査にあたっては、関係者等に質問するほか、関係者等に消防用設備等の操作を行わせる等して、防火管理の実効性を確認する。	
	防火管理者	次に掲げる事項に適合していることを確認する。 ・当該防火対象物における管理、監督的地位にあると判断される防火管理者が、選任及び届出されていること。	・消防法第8条第1項 ・都条例第55条の3
	消防計画	次の事項について、防火対象物の実態に適合している消防計画が、作成及び届出されていること。 ・自衛消防隊の組織（消火・通報・避難の体制、休日、夜間の体制、都条例第55条の5に定める人員及び装備）に関すること。 ・火災予防上の自主検査（防火施設、避難施設、火気施設、危険物施設等の点検対象、実施時期、実施者、不備欠陥事項の措置）に関すること。 ・消防用設備等の点検及び整備（実施時期、実施者、不備欠陥事項の措置及び維持台帳の作成等）に関すること。 ・従業員に対する消防計画の周知等、防火上必要な教育の実施に関すること。 ・消火、通報及び避難訓練の内容、実施回数及び実施期間等に関すること。 ・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等に関すること。 ・工事中の消防計画の作成等、増改築時等の防火管理に関すること。 ・防火管理業務の一部委託を行っている場合、受託者の業務範囲に関すること。	・消防法第8条第1項 ・消政令第4条 ・消規則第3条 ・都条例
	訓練	消防計画に基づく訓練の実施について、次の事項を満たしていること。 ・総合訓練（消火、通報及び避難訓練の連携したもの等）を年1回以上実施していること。 ・総合訓練のほか、消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年1回以上実施していること。	・消防法第8条第1項 ・消政令第4条 ・消規則第3条
	共同防火管理協議事項	消防法第8条の2の規定が適用される防火対象物にあつては、協議事項が作成及び届出され、全体の訓練等が実施されていること。 ただし、共同住宅部分とその他の用途部分との間が消政令第8条の規定に基づいて区画され、かつ、共同住宅部分の消防計画が届出されているものについてはこの限りでない。	・消防法第8条の2 ・消規則第4条の2
	防火管理上必要な業務	・防火施設、避難施設に係る自主チェック体制が、消防計画に基づいて実施されていること。 ・火気使用場所等の点検が、消防計画に基づいて実施されていること。 ・消火器、屋内消火栓設備及び放送設備等の操作担当者が当該設備を取り扱えること。 ・避難誘導担当者が、避難誘導方法を理解していること。 ・火災発生時の初動措置活動要員（特に休日・夜間の体制）が、消防計画に基づき確保されていること。	・消防法第8条第1項 ・消政令第4条 ・消規則第3条
	防火避難施設等	次に掲げる事項及びその他防火、避難施設等について繰り返し違反がないこと。 ・防火区画の防火戸の閉鎖障害 ・階段、廊下、出入口等の閉鎖障害 ・消防用設備等の電源しゃ断 ・消防用設備等（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備等）の音響警報装置の停止	・消防法第8条第1項 ・消防法第17条第1項 ・都条例第54条 ・第55条の2
	指定場所における裸火の使用等	都条例第23条の規定に基づく喫煙、裸火の使用及び危険物品の持ち込みは使用承認を受け、かつ、その内容が遵守されていること。	・都条例第23条
	防災対象物品の使用	防災対象物品は、防災性能を有しているものが使用されていること。	・消防法第8条の3 ・消政令第4条の3

	消防用設備等の点検報告	消防法第17条の3の3の規定に基づく総合点検が行われ、その結果が報告されていること。	・消防法第17条の3の3
	防火管理体制指導マニュアル	防火管理体制指導マニュアルの検証に適合していること。 防火管理体制指導マニュアルというのは、火災の発生を想定した総合的な消防訓練のことをいい、建物の規模等に応じた設定時間内に所定の行動が適切にとれるかどうかを確認（検証）し、適合の是非を判断するものです。 ・「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」（昭和62年8月1日消防予第131号消防庁予防課長通知） ・「物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成2年6月4日消防予第63号消防庁予防課長通知）	
	その他	上記の審査項目にあわせて、消防法第8条の2の2に基づく防火対象物の定期点検報告が法令で定められている期間に点検・報告されているかも合わせて確認をします。	
2 消防用設備等	共通事項	消防法令上必要な消防用設備等が設置され、それぞれ次に掲げる事項に適合していること。 ・消防用機械器具等に型式失効（特例期間中のものを除く。）がないこと。 ・消防令第32条及び都条例第47条の規定の適用を受けている場合は、当該基準に適合していること。	・消防法第17条第1項第21条の5 ・消防第32条 ・都条例第47条
	消火器	・設置数に不足がないこと。 ・消火器の種別が設置場所に適応したものであること。 ・消火器に破損等機能不良がないこと。 ・使用上の障害がないこと。	・消防法第17条第1項 ・消防令第10条 ・都条例第36条 第37条
	屋内（外）消火栓設備	・未警戒区域、非常電源の未設置及び放水用具の未設置、撤去等がないこと。 ・起動装置の機能が適正で、使用上の障害がないこと。 ・加圧送水装置の機能が適正であること。（放水試験により確認する。） ・非常電源の機能が適正であること。	・消防法第17条第1項 ・消防令第11条 ・消防令第19条 ・都条例第38条
	スプリンクラー設備	・未警戒区域及び非常電源の未設置がないこと。 ・起動装置の機能が適正であること。 ・加圧送水装置の機能が適正であること。（末端試験弁での放水試験により確認する。） ・流水検知装置、警報装置の機能が適正であること。 ・ヘッド及び送水口の破損、変形がないこと。 ・非常電源の機能が適正であること。	・消防法第17条第1項 ・消防令第12条 ・都条例第39条
	水噴霧消火設備等	・設置数不足、火災感知装置等の未警戒及び非常電源の未設置がないこと ・起動装置の機能が適正であること。 ・防護区画等の構造が適正であること。 ・加圧送水装置の機能が適正であること。 ・警報装置の機能が適正であること。 ・ヘッド及びホースリール等の破損及び変形がないこと。 ・貯蔵容器の破損、変形及び消火剤不足等がないこと。 ・非常電源の機能が適正であること。	・消防法第17条第1項 ・消防令第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 ・都条例第40条
	動力消防ポンプ設備	・起動装置の機能が適正であること。 ・積載器具の撤去、破損及び変形がないこと。 ・水源水量不足がないこと。	・消防法第17条第1項 ・消防令第20条 ・都条例第40条の2
	自動火災報知設備	・未警戒区域及び非常電源の未設置がないこと。 ・火災表示試験及び回路導通試験結果が良好であること。 ・非常電源（予備電源）の機能が適正であること。 ・音響装置の鳴動が適正であること（火災表示試験により確認する。）	・消防法第17条第1項 ・消防令第21条 ・都条例第41条
	ガス漏れ火災警報設備	・未警戒区及び非常電源域の未設置がないこと。 ・ガス漏れ表示試験及び回路導通試験結果が良好であること。 ・音響装置の鳴動が適正であること。 ・非常電源の機能が適正であること。	・消防法第17条第1項 ・消防令第21条の2

漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 一部未設置がないこと。 音響装置の鳴動が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第22条
非常ベル、自動式サイレン	<ul style="list-style-type: none"> 一部未設置及び非常電源の未設置がないこと。 起動装置の機能が適正であること。 音響装置の鳴動が適正であること。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第24条
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 一部未設置及び非常電源の未設置がないこと。 操作装置等の機能が適正であること。(放送試験により確認する。) 起動装置の機能が適正であること。 音響装置の鳴動が適正であること。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第24条
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 設置数が適正であること。 設置位置及び種類が適正であること。 機能が適正で、使用上障害がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第25条 都条例第44条
誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 設置数不足、非常電源の未設置がないこと。 設置位置及び機種が適正で、かつ、視認障害がないこと。 正常に点灯し、破損がないこと。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第26条 都条例第45条
消防用水	<ul style="list-style-type: none"> 吸管投入孔、採水口等の破損及び変形等がないこと。 加圧送水装置の機能が適正であること。 水源水量不足がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第27条
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> 起動装置及び開放装置の機能が適正であること。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第28条等
連結散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ヘッドの散水障害、破損及び変形がないこと。 送水口の破損、変形及び操作障害がないこと。 系統図が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第28条の2
連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> 送水口及び放水口の破損、変形及び操作障害がないこと。 加圧送水装置の機能が適正であること。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第29条
非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> コンセントの破損及び変形等がないこと。 非常電源の機能が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第29条の2等
無線通信補助設備	<ul style="list-style-type: none"> 接続端子の損傷及び腐食等がないこと。 接続用ケーブルは、保護箱内に収められ、変形及び腐食等がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条第1項 消政令第29条の3等
3 危険物製造所等(無許可貯蔵、取扱いを含む。)	<p>次に掲げる事項に適合していることを確認する。</p> <p>設置及び変更について許可を受けていること。</p> <p>保安距離及び保有空地が確保されていること。</p> <p>種類及び数量の変更は届出がされていること。</p> <p>消火設備が設置されており、機能不良がないこと。</p> <p>タンク、配管等の破損及び油漏れがないこと。</p> <p>壁、床及び防火戸の破損がないこと。</p> <p>保安監督者の選任及び届出がされていること。</p> <p>危険物取扱者以外の者の危険物の取扱いが行われていないこと。(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。)</p> <p>消防法第14条の3の2に基づく定期点検が行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第10条 第11条 第12条 第13条 第14条の3の2 危政令
4 少量危険物及び指定可燃物	<p>次に掲げる事項に適合していることを確認する。</p> <p>都条例第58条の規定に基づく届出がされていること。</p> <p>保有空地が確保されていること。</p> <p>タンク、配管等の破損及び油漏れがないこと。</p> <p>消火設備が設置されており、機能不良がないこと。</p> <p>壁、床、天井及び防火戸の破損がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都条例第30条 第31条 第33条 第34条 第58条

5 火気使用設備、器具	<p>次に掲げる事項に適合していることを確認する。 設置場所の位置、構造及び周囲の状況が適正に管理されていること。 機器に必要な安全装置が設けられ、機能不良がないこと。 機器、配管に破損、亀裂、燃料漏れ等がないこと。 燃料槽、容器（LPG 容器を含む。）の位置、構造及び保有距離が適正であり、破損、亀裂、燃料漏れ等がないこと。 煙突、排気筒又は天蓋、排気ダクト等が設置され、離隔距離及び貫通部の防火措置等が適正で、かつ、破損、亀裂がないこと。 条例第 57 条の規定が適用されるものにあつては、届出がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都条例 第 3 条～ 第 10 条の 2 第 18 条～ 第 21 条 第 57 条
6 電気設備	<p>次に掲げる事項に適合していることを確認する。 変電設備、発電設備及び蓄電池設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の壁、天井、床及び防火戸の構造等が適正であること。 ・専用不燃区画等が他の目的に使用されていないこと。 <p>配・分電盤の開閉器及び配線用しゃ断器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検及び絶縁抵抗等の測定試験が実施され、その結果が適正であること。 ・過熱、損傷等がないこと。 <p>都条例第 57 条の規定が適用されるものにあつては、届出がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法 第 17 条第 1 項 ・都条例 第 11 条～ 第 13 条 第 15 条 第 57 条 ・電技
7 建築構造等	<p>防火対象物全般について、次に掲げる事項に適合していることを確認するものとする。</p> <p>なお、昭和 44 年 5 月 1 日以前に着工した建物にあつては、昭和 44 年 5 月 1 日時点の建築基準法令に適合していること。</p> <p>建築構造</p> <p>主要構造部の構造が適正であること。</p> <p>防火区画</p> <p>必要な防火区画（地下街の各構え等の区画を含む。）が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損、変形等がないこと。</p> <p>階段</p> <p>必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造等が適正であり、かつ、他の目的に使用されていないこと。</p> <p>内装</p> <p>居室、廊下及び通路の内装が適正であること。</p> <p>非常用の進入口</p> <p>必要な数の非常用の進入口が設けられ、その構造等が適正であること</p> <p>建築物の外壁開口部</p> <p>延焼のおそれのある部分の外壁開口部に防火戸が設置され、その構造等が適正であること。</p> <p>建築排煙・非常照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備の起動装置、開放装置及び予備電源の機能が適正であること。 ・必要な数の非常用の照明が設置され、その構造等が適正であること。 ・必要な数の非常用の昇降機が設置され、その構造等が適正であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建基法 ・建基令 ・建安例

3 表示マークの掲出保留

- (1) 表示マーク等を交付した表示対象の存する建物で、次のア又はイに該当する事案が発生した場合には、消防署は表示マークの掲出を保留するように指示する。（口頭）
- ア 建物から火災が発生した場合
- イ 建物の営業時間や従業時間以外に行う模様替え・改修等の工事が、次のいずれかに該当する場合
- ・消防用設備等の機能を停止して行う工事
 - ・階段・通路などの避難施設に係る工事
 - ・防火区画に係る工事
 - ・危険物（シンナーやガソリンなど）の持込み又は火気の持込みのある工事
- (2) 「掲出保留」は建物の出入口などに掲出されている表示マークを、一時的におろすこととなる。

- (3) 掲出保留の指示を受けた場合には、建物の関係者が表示マークをとりはずし、保管するよう指示する。
- (4) 掲出保留の事案が解消された時には、掲出保留を解除し、再び表示マークを掲出してよい旨を連絡する。この場合も口頭による。

火災が発生した場合には、まず表示マークの掲出保留を行い、その後消防署による調査が行われる。調査の結果、表示マーク等を返還する理由に当たらないと消防署長が判断した場合には、掲出保留を解除し、再び表示マークを掲出するよう指示する。

4 表示マークの返還基準

表示マーク等を交付した建物に、次の(1)から(6)のいずれかに該当する事案が発生した場合には、有効期間内であっても表示マーク等の返還を求める。

- (1) 火災が発生した場合で、次のいずれかが認められるとき
 - ア 表示対象に関係ある者（アルバイト等を含む。以下「関係者等」という。）が、業務上当然に期待されている注意義務を怠ったために火災が発生し、かつ、当該関係者等が火災の発生の原因に直接関係したと認められる場合
 - イ 関係者等の防火管理責務不履行（指示、監督、点検、教育、立会いの欠如及び不徹底等）により、火災発生を助長したと認められる場合
 - ウ 関係者等から通報がなされなかった等、当然なされるべき初動措置行動において不備が認められる場合
 - エ 消防用設備等又は防火、避難施設の機能不良により、煙の拡散又は延焼拡大に重大な影響を及ぼしたと認められる場合
 - オ 部分焼（焼損面積が1㎡以上）以上の火災になった場合
 - カ 当該建物以外へ延焼拡大した場合
 - キ 火災による死者が発生した場合
- (2) 表示対象の事業者（法人等）に変更があった場合（防火管理実態に影響のないものを除く。）
- (3) 立入検査等により、重大な法令違反が指摘された場合
- (4) 立入検査等により前3以外の表示基準不適合事案が指摘され、かつ、所定の期間内に改修が行われない場合
- (5) 増改築・用途変更等の工事を行う場合
- (6) 建物の営業時間や従業員時間等内に行う模様替え・改修等の工事が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 消防用設備等の機能を停止して行う工事
 - イ 階段・通路などの避難施設に係る工事
 - ウ 防火区画に係る工事
 - エ 危険物（シンナーやガソリンなど）の持込み又は火気の持込みのある工事